

《会計・税務の知識》（税制改正特集）

個人所得課税：子育て世帯等に対する生命保険料控除、住宅ローン控除

はじめに

今回の記事では、2025 年度税制改正のうち、子育て世帯等に対する生命保険料控除及び住宅ローン控除について解説します。

1. 子育て世帯における生命保険料控除の拡充

2026 年分の所得税の計算における生命保険料控除について、23 歳未満の扶養親族を有する居住者においては、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が 4 万円から 6 万円に引き上げられます。

また、旧生命保険料及び上記の適用を受ける新生命保険料を支払った場合における一般生命保険料控除の適用限度額についても、4 万円から 6 万円に引き上げられます。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の 12 万円から変更されません。

本改正前後における 23 歳未満の扶養親族を有する場合における生命保険料控除（新契約）の概要は下記の通りです。

改正前		改正後	
新生命保険料	控除額	新生命保険料	控除額
2万円以下	全額	3万円以下	全額
2万円超4万円以下	保険料×1/2＋1万円	3万円超6万円以下	保険料×1/2＋1万5千円
4万円超8万円以下	保険料×1/4＋2万円	6万円超12万円以下	保険料×1/4＋3万円
8万円超	4万円	12万円超	6万円

2. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の延長

18 歳以下の扶養親族を有する者又は夫婦いずれかが 39 歳以下の者（以下、子育て世帯等という。）において、住宅ローン控除に係る借入限度額の拡充措置が 1 年間延長されます。また、合計所得金額 1,000 万円以下の者について、床面積要件を 40 ㎡以上とする緩和措置も 1 年間延長されます。

なお、住宅ローン控除に係る借入限度額の拡充措置については、子育て世帯等に加えて、東日本大震災の被災者等についても 1 年間延長されます。

本改正前後における子育て世帯等に対する住宅ローン控除の概要は下記の通りです。

住宅ローン控除拡充延長の内容

〔改正前〕

新築・買取り再販住宅	認定	ZEH水準	省エネ
借入限度額	4500万円	3500万円	3000万円

〔改正後（令和7年入居に限る）〕

新築・買取り再販住宅	認定	ZEH水準	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5000万円	4500万円
	その他	4500万円	3500万円
			3000万円

子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する措置を延長

（出典：2025 年 2 月 7 日付自民党ニュース「子育て世帯応援税制を延長 ここがポイント令和 7 年度税制改正大綱」）

3. 子育て世帯等への住宅リフォーム税制の拡充

住宅ローン控除の他、子育て世帯等に対する支援税制として、子育て対応改修工事が住宅リフォーム税制の適用対象に追加されました。所有する居住用家屋に対して一定の子育て対応改修工事を行い、2025 年中に居住の用に供した場合には、工事費用（限度額：250 万円）の 10%相当額を所得税の額から控除できるとされています。

4. 本改正における留意事項

子育て世帯における生命保険料控除の拡充については、2025 年度税制改正大綱上、「2026 年分における」としか記載されておらず、2027 年分以後の取扱いは不明である点、及び個人住民税に関しては触れられていない点について、留意が必要となります。

また、住宅ローン控除の拡充措置の延長については、子育て世帯等が対象となるため、単身者や 18 歳以下の扶養親族がいない者は対象外となる点にご留意ください。

おわりに

近年、家族構成の変化や物価上昇等も相まって、子育てに対する負担感が高まっており、子ども・子育て支援に係る各種取組が検討・実施されています。

子育て世帯は何かと負担が重いですが、税制もフル活用して、賢く子育てライフを楽しみたいものですね。

（担当：中路）